

平成30年9月3日 改訂版

平成30年度愛媛県グループ補助金 のポイント(グループ認定編)

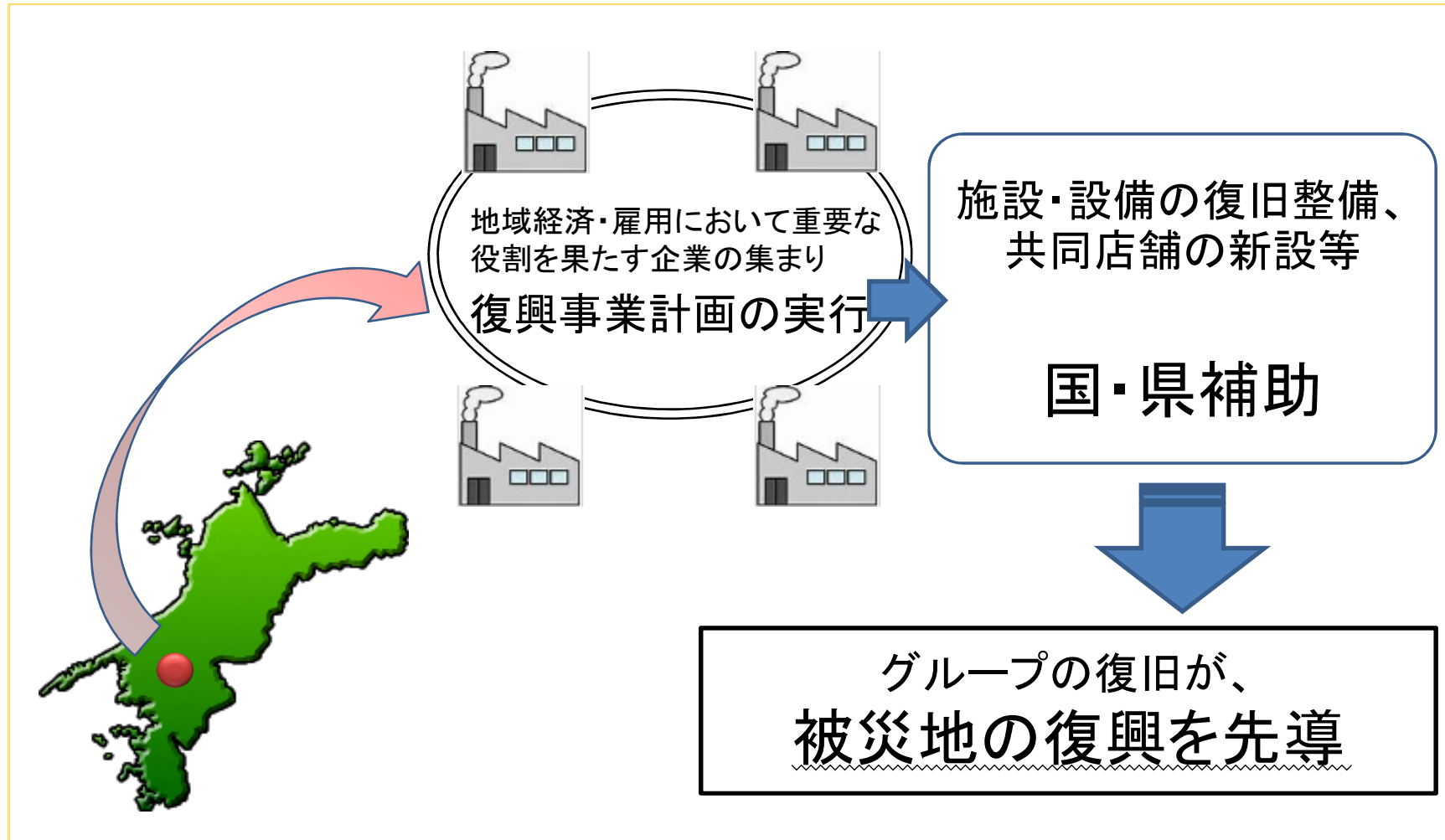
愛媛県経済労働部



1 事業の目的

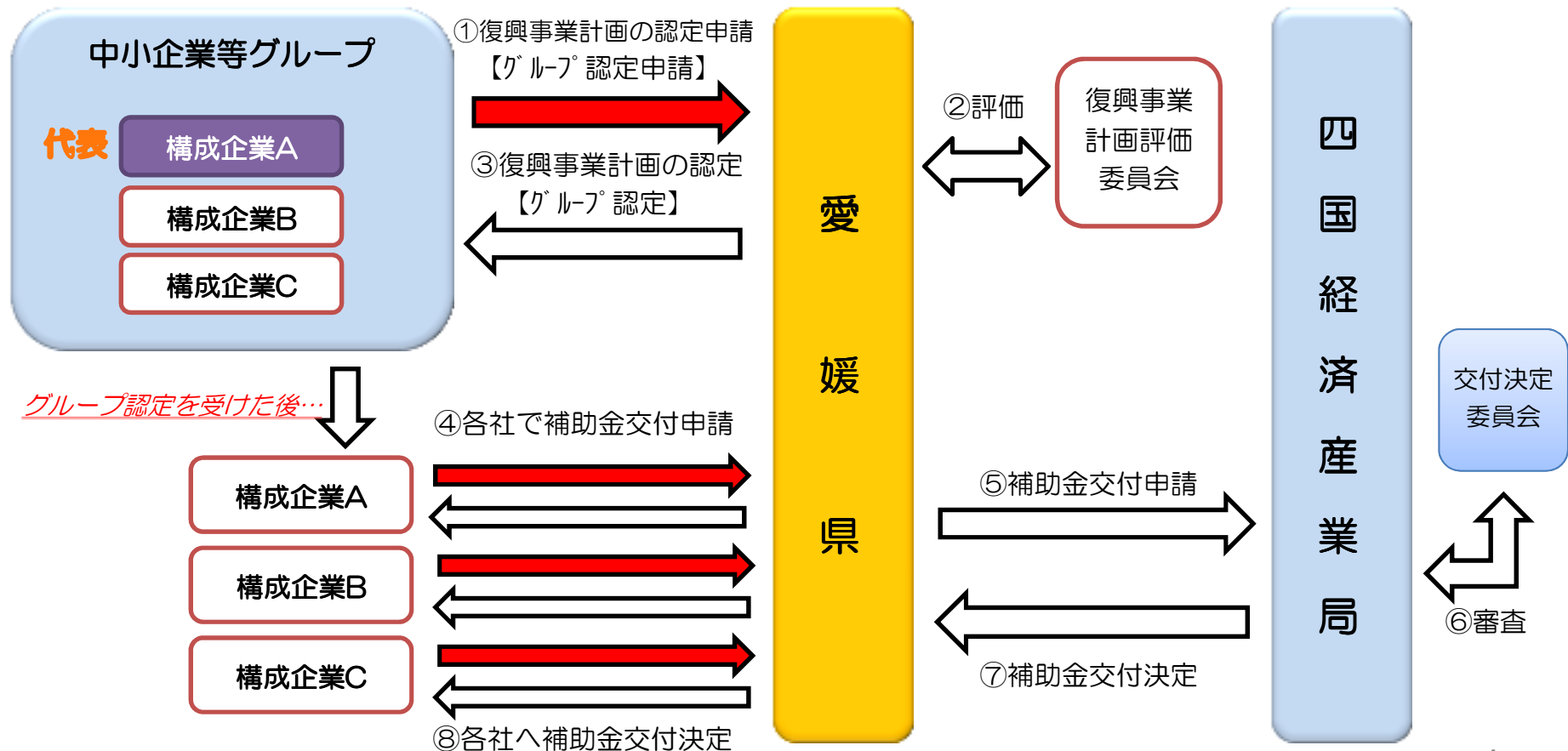
平成30年7月豪雨による災害のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループによる復興事業計画が、「産業活力の復活」「被災地域の復興」「コミュニティの再生」「雇用の維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合に、その事業に要する経費の一部を補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

2 事業のイメージ



3 全体の流れ

●補助金の交付を受けるためには、事前に県のグループ認定を受けた後、グループを構成する各グループ構成員ごとに補助金交付申請を行う必要があります。



4 中小企業等グループの要件

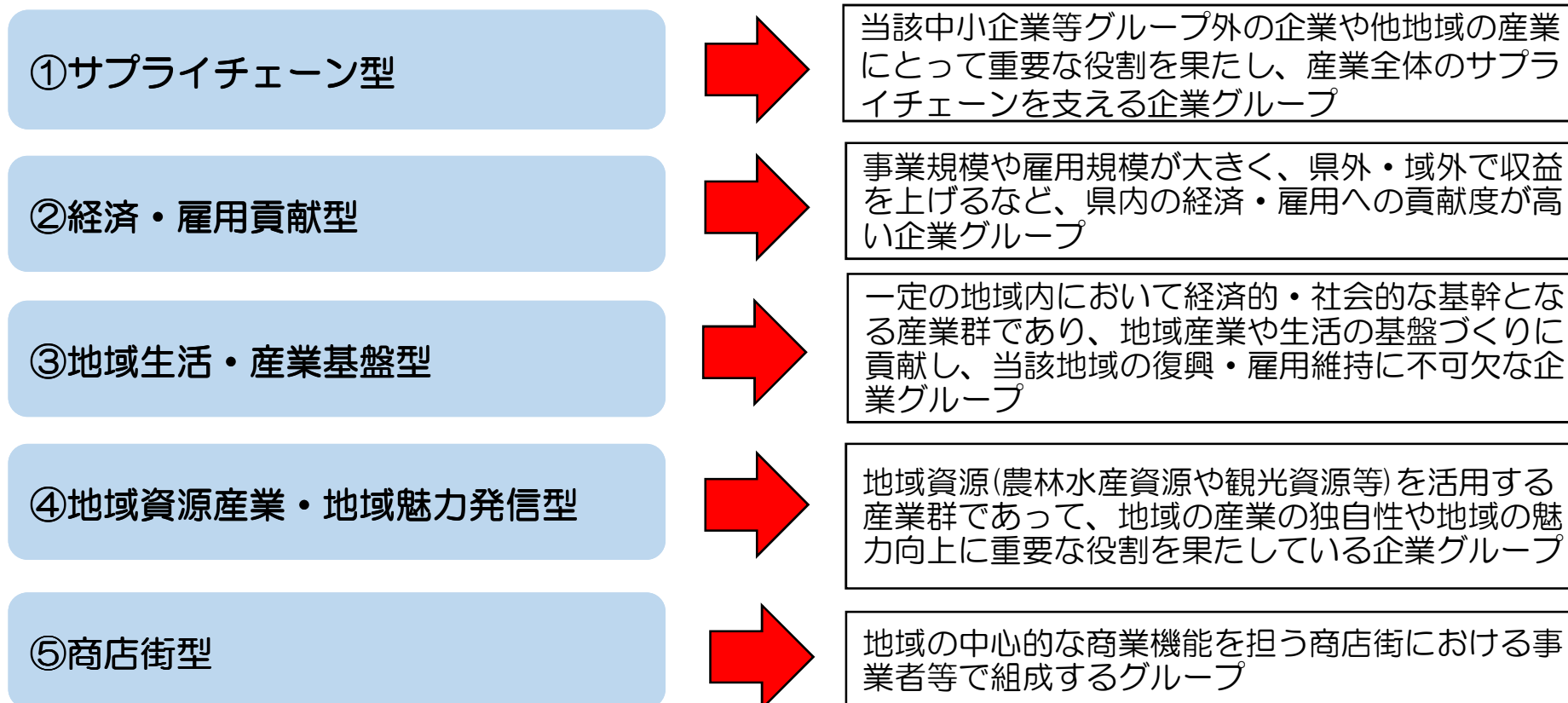
複数(2者以上)の中小企業者等から構成されるグループであること。

- ※1) グループの構成員が共同して被災地域の復興に取り組む「復興事業計画」を実施する必要があります。
- ※2) グループは2者以上の中小企業者等から構成されるものとし、補助金の交付を受けない者や県外の者も構成員とすることができます。
- ※3) いわゆる反社会的勢力に該当する方は、構成員とはなれません。
- ※4) 大企業(みなし大企業を含む)に対する補助金交付は原則行いませんので、ご注意ください。ただし、資本金又は出資金が10億円未満及び一部の大企業は補助の対象となる場合があります。

5-1 グループ「機能」の要件

- グループ認定申請ができるグループは、複数の中小企業者等から構成される集団で、下記のいずれかの機能を有するグループとなります。（※被災要件あり）
また、グループの構成員が補助金交付を受けようとする場合には、その構成員の事業所等が愛媛県内に所在していることが要件となります。
なお、この中小企業等グループに中小企業以外の事業者も構成員として参加することは可能ですが、大企業などは、補助金交付の対象外となる場合があります。

【グループの機能】

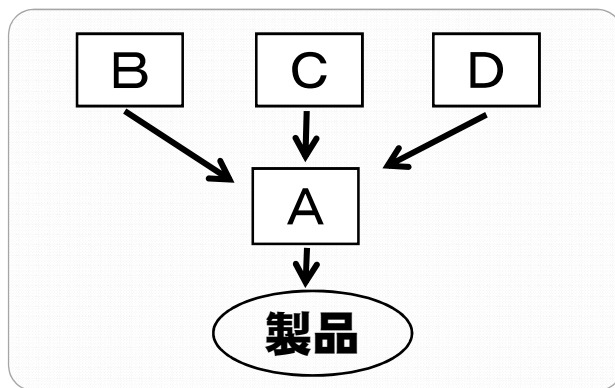


5-2 グループ「機能」の要件

(1) サプライチェーン型

当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たし、産業全体のサプライチェーンを支える企業グループ

(例) 生産者、卸・小売業者等

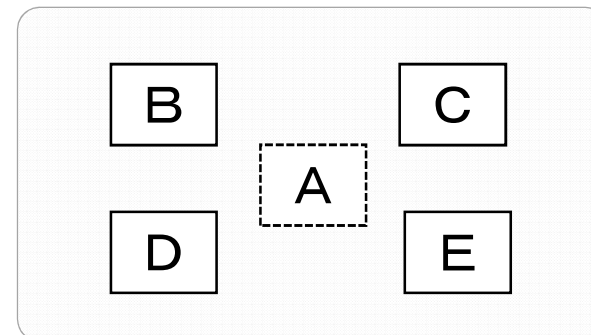


・中小企業A～D(補助対象)

(2) 経済・雇用貢献型

事業規模や雇用規模が大きく、県外・域外で収益を上げるなど、県内の経済・雇用への貢献度が高い企業グループ

(例) 製造メーカー・スーパーマーケット等



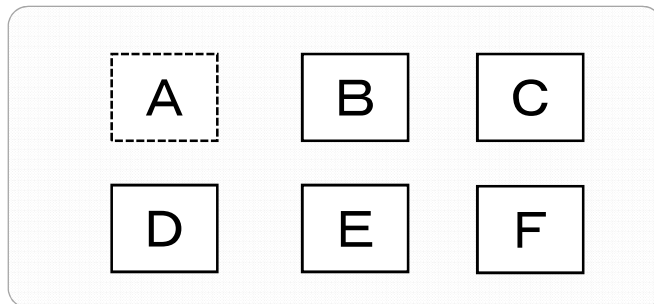
- ・大企業A(補助対象外)
- ・中小企業B～E(補助対象)

5-3 グループ「機能」の要件

(3) 地域生活・産業基盤型

一定の地域内において経済的・社会的な基幹となる産業群であり、地域産業や生活の基盤づくりに貢献し、当該地域の復興・雇用維持に不可欠な企業グループ

(例) 商店、理容・美容、医療機関等

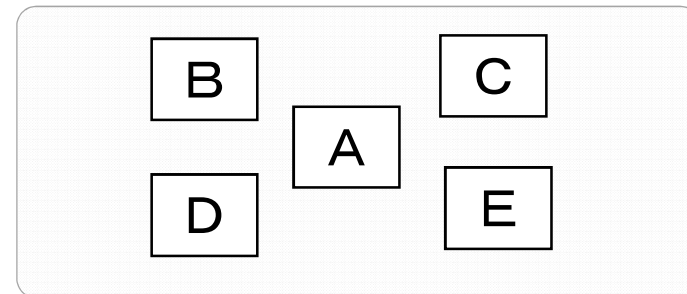


- ・中小企業(被害なし)A(補助対象外)
- ・中小企業B~F(補助対象)

(4) 地域資源産業・地域魅力発信型

地域資源（農林水産資源や観光資源等）を活用する産業群であって、地域の産業の独自性や地域の魅力向上に重要な役割を果たしている企業グループ

(例) 農林水産業者、食品加工業者等



- ・柑橘農家A~E(補助対象)

5-4 グループ「機能」の要件

(5) 商店街型

下記の①②の両方を満たすグループであること。

- ① 商店街等が次のア～ウのいずれにも該当すると見込まれること。
 - ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
 - イ 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす可能性が高いと認められること。
 - ウ 今後の当該市町におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する可能性が高いと認められること。
- ② 商店街等の構成員の全部又は一部の施設・設備が甚大な被害を受け、又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

5-5 グループ「機能」の要件

被災要件

中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成30年7月豪雨による災害のため、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- 平成30年7月豪雨による災害のため、事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること、又は継続して使用することが困難となっていること。
- 平成30年7月豪雨による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること、又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

6-1 復興事業計画

●「復興事業計画」とは

復興事業計画とは、平成30年7月豪雨による災害で被災した中小企業等のグループが、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」などの目的のためにグループ構成員が共同して行う復興事業を内容とするものです。

また、グループ構成員で補助金を希望される事業者は、「事業者別復興事業計画書」を作成する必要があります。この計画において、事業者別に復興事業（復旧整備）を実施しますが、原則として平成30年度末までに完了する必要があります。

- ※1) 共同復興事業の実施期間は、特に制約はありません。
- ※2) グループ構成員全員が共同復興事業に何等か関与している必要があります。
- ※3) 共同復興事業は、従来からグループで連携、共同して実施しているものではなく、グループ形成を機に新たに取り組みを行うものとしてください。

6-2 復興事業計画

●復興事業計画の主な内容

作成者	様式	記載事項	
グループ (代表者)	復興事業計画認定 申請書(様式第1号)	1 グループ名称 2 事業計画の目的	3 事業計画に要する経費 4 グループ参加企業数
	復興事業計画書 (別紙1)	1-1 グループの概要 1-2 グループの構成員 2-1 共同復興事業の内容 (グループ全体)	2-2 共同復興事業への構成員の参画内容 2-3 共同復興事業の効果 3 施設・設備の復旧整備計画の内容(グループ全体)
補助金を希望する構成員	事業者別復興事業計画書(別紙2)	1 事業者の概要 2-1 被害状況及び復旧整備計画の内容(施設)	2-2 被害状況及び復旧整備計画の内容(設備) 3 売上等の状況
	暴力団排除に関する誓約書(別紙3)	※役員名簿も併せて提出	

7-1 補助対象事業者

区分	補助対象事業者	詳細
①	中小企業者	中小企業支援法第2条の定義に該当する事業者等 (みなし大企業・みなし中堅企業は除く)
②	中堅企業及びみなし中堅企業	①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等 (みなし大企業は除く)
③	大企業及びみなし大企業	①②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を被災前に貸付けていた場合は対象

【参考】補助対象事業者の区分ごとの補助率（イメージ図）

大企業	原則、補助対象外 ※例外：③の場合、補助率1/2		
中堅企業	②補助率1/2		みなし大企業
中小企業者	①補助率3/4	みなし中堅	

7-2 補助対象事業者

●中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

(1)会社及び個人

業 種	従業員規模・資本金(出資金)規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

(2)中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

7-3 補助対象事業者

(3) その他の補助対象の事業者となる法人(法人格別)

士業法人(弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人等)、農業法人、農業協同組合、漁業協同組合、農事組合法人、信用協同組合、医療法人、信用金庫、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、NPO法人、第3セクター、社会福祉法人、学校法人、共済組合、消費生活協同組合

※従業員等、法人の規模等で補助対象外となる場合があります。

●「中堅企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

●「大企業」の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

●「みなし大企業(みなし中堅企業)」の定義

(1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中堅企業)が所有している中小企業者

(2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業(中堅企業)が所有している中小企業者

(3) 大企業(中堅企業)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

7-4 補助対象事業者

●注意事項

次に該当する者は補助対象外となります

- ・暴力団又は暴力団員等に該当する者
- ・県税を未納している者
- ・特定の風俗営業事業者

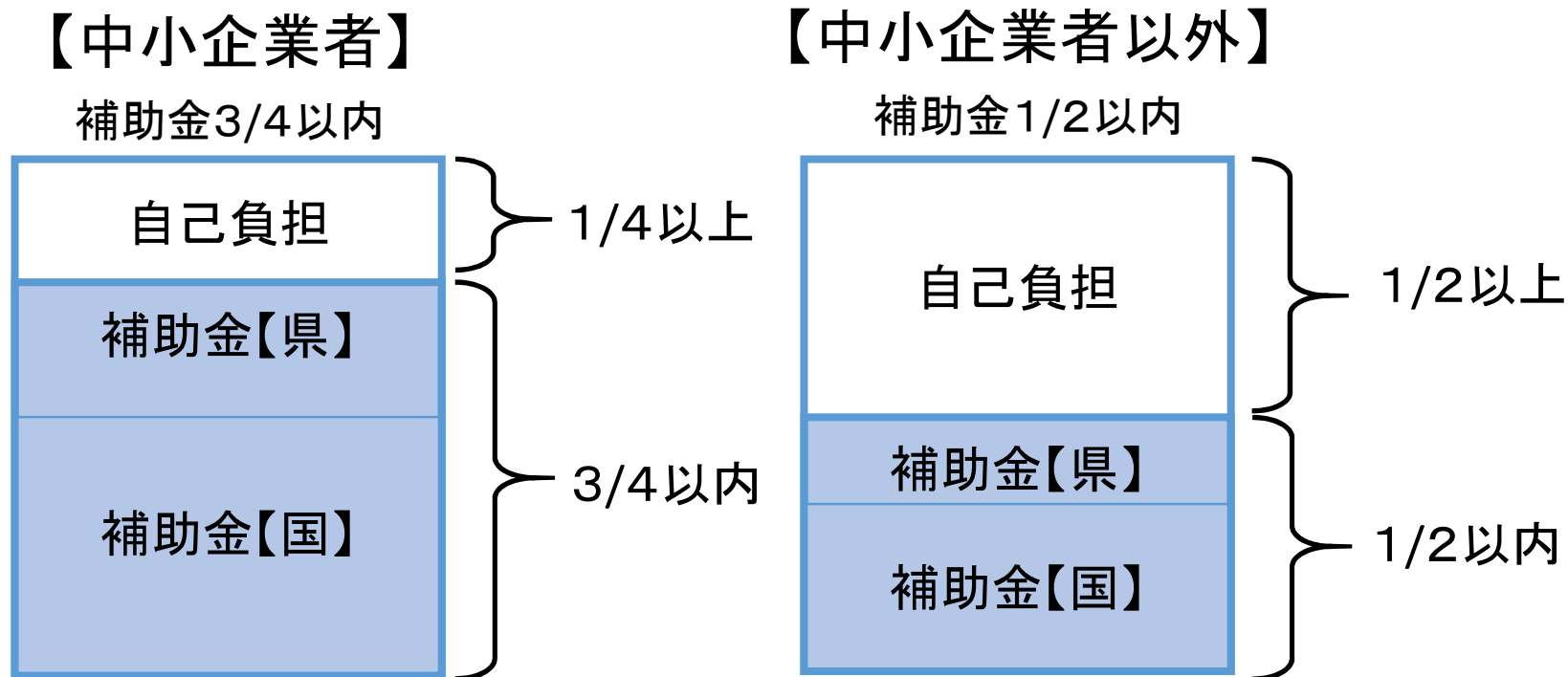
補助対象外となる特定の風俗営業事業者の具体例

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」第2条において、次に掲げる営業を目的とした施設・設備の復旧を対象とする場合

- 風俗営業(第1項)
(例)パチンコ、麻雀 等
- ※ただし、第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は補助対象
- 性風俗関連特殊営業(第5項)
(例)ラブホテル、アダルトショップ 等

8-1 補助率等

復興事業計画の認定を受けた際に、交付申請をすることができる補助金の補助率上限は、次のとおりです。



※1) 補助金の限度額は、1事業者あたり15億円になります。

※2) 自己負担部分については、別途、貸付事業の実施を予定しております。

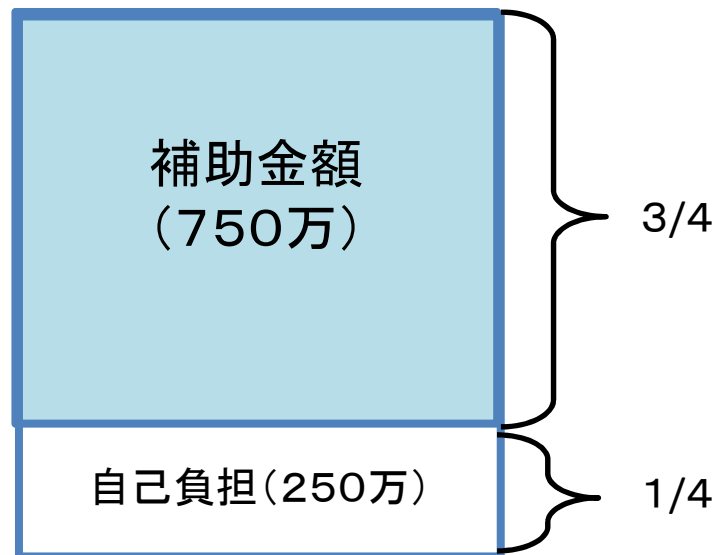
8-2 補助率等

保険の対象となっている施設・設備も補助対象となりますが、当該施設・設備の復旧に係る経費から、保険でカバーされる金額(受取保険金額)を控除した額が補助対象経費となります。

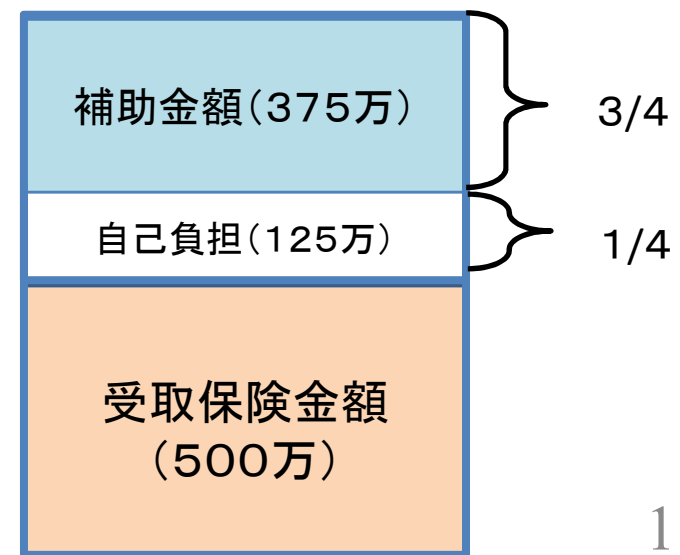
※ただし、迅速な復旧を進めるため、支払保険金額が確定する前から補助金の手続きを受け付けることとしています。

例：1000万円の設備復旧を想定したケース（中小企業者）

●ケース1：保険なし



●ケース2：受取保険金額500万円



9-1 補助対象経費

●中小企業等グループ及びその各構成員の施設・設備であって、平成30年7月豪雨による災害で被災し、継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な次の経費が対象となります。

なお、平成30年7月豪雨による災害以降で、交付決定日前から実施している施設・設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります(遡及適用)。

区分		内容
施設		事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「事業計画の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。建替・移転には、原則、全壊又は大規模半壊判定の罹災証明書が必要です。
設備		復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の資産として計上するもの。 ※修繕が可能な場合は、原則修繕となります。入替の場合は、入替設備が同等品であることの確認書等が必要です。
新分野事業の場合のみ	宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備に係る費用
商店街型	商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備

※上記の「施設」及び「設備」の復旧又は整備並びに「商業機能の復旧促進のための事業」に要する経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

9-2 補助対象経費

●新分野事業について

従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(いわゆる「新分野事業」)により被災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

【新分野事業の例】

○新商品製造ラインへの転換 ○生産効率向上 ○従業員確保のための宿舍整備 等

申請条件	補助対象経費
① グループ補助金の要件を満たしていること ② 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること ③ 新分野事業により、更なる売上回復を目指していること ※ ②③について認定経営革新等支援機関による確認書が必要	従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費 ※7月豪雨災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に <u>補助率を乗じた額を補助上限とする。</u>

9-3 補助対象経費

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費(その1)

- 7月豪雨に起因する被害ではないもの
 - 例1) 7月豪雨前から使用不能であった施設・設備
 - 例2) 7月豪雨後に災害に起因せず損壊、滅失、継続して使用することが困難になった施設・設備
 - 例3) 7月豪雨前から事業用として使用されていなかった空き店舗、空き事業所等

- 参加グループの目的に合致しないもの
 - 例1) 商店街型での工場・機械設備の復旧
 - 例2) サプライチェーン型での商業機能復旧事業

9-4 補助対象経費

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費(その2)

●制度上対象外のもの

例1) 各種税(印紙税、消費税等)

例2) 各種行政手続き費用(建築確認申請費、リサイクル料、各種登録手続や申請代行費用)

例3) 各種保険料や保守費用

例4) 住居等、事業用途以外の施設・設備(店舗兼住居の場合は店舗部分のみが対象)

例5) 販売目的の機械設備、貯蔵品等及び、賃貸目的の施設(アパート、マンション等)や設備(レンタカー事業者のレンタル用車両等)

※中小企業者、中堅企業及びみなし中堅企業等が事業活動を行う上で必要な施設・設備を被災前に貸付けていた場合は対象となる場合があります。

例6) 自社復旧の際の人件費

例7) 在庫又は陳列されていた商品、原材料等

●償却資産として資産計上されていない設備

例1) 店舗備品(カウンター、テーブル、椅子等)

例2) 店舗什器(陳列棚、食器棚等)

9-5 補助対象経費

※次の経費は原則、補助対象外となります。

補助対象外経費(その3)

- 他の目的に転用される可能性が高いもの

- 例1) 福利厚生関係施設(寮、休憩所等)

- 例2) 事務用品(机、椅子、書庫等)

- 被害内容を立証する資料が提出されないもの

- 資産計上されないような備品・什器は原則として補助対象外です。
- パソコンやルームエアコンのような電子機器などについては、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがあります。
- 車両については、被災前に所有していたこと、業務用のみに用いられていたこと及び車体に会社名が記載されているなど外形的に業務上用いられていることが明確なものの場合は、補助対象となることがあります。

10-1 復興事業計画認定の評価ポイント

●復興事業計画の認定は、皆様からご提出いただいた書類をもとに、評価委員会により審査し、予算の範囲内において認定します。前述の各種要件を満たした計画であっても、認定されない場合もありますので、ご了承願います。なお、この審査における評価のポイントは次のとおりです。

1 事業計画全体における評価のポイント

グループの特徴	県内におけるグループの役割や重要性 等 (地域におけるグループの特徴、構成員の機能や役割 等)
グループの各構成員	グループ内における県内中小企業等の役割や参画割合、県内中小企業等への効果 等 (県内中小企業等の果たす役割や参画状況、本事業による中小企業等への効果 等)
被害の状況	施設や設備の被害の程度 等 (被災による施設や設備の被害状況、グループ機能に及ぼす影響 等)
復興計画の内容	復興に向けた計画の発展可能性、必要な実施体制の構築状況 等 (新事業・商品・技術開発、施設・設備の共同・相互利用、人材育成、雇用促進、グループとして共同で行う復興事業の内容、参画状況及び効果 等)
新分野事業の内容 (新分野事業を実施する場合)	従前の施設・設備復旧では売上回復が困難であること、新分野事業による売上回復の見込 等
施設・設備の復旧整備及び商業機能の復旧促進事業の内容	計画に該当する施設や設備の復旧・整備の内容 等 (グループの復興に必要で合理的な復旧整備内容、必要な実施体制の構築 等)
収支計画の内容	事業内容と収支計画の整合性 等 (事業内容と収支計画の整合性、自己資金の調達の確実性 等)

10-2 復興事業計画認定の評価ポイント

2 グループ機能ごとの評価のポイント

サプライチェーン型	グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度等 (サプライチェーンにおけるグループの役割、グループがサプライチェーンの中で提供している特別な製品・技術・サービス内容等)
経済・雇用貢献型	県内の経済・雇用への貢献度等 (県内における経済波及効果や雇用への貢献度、企業数、売上高、雇用者数等)
地域生活・産業基盤型	県内の一定の地域内における産業の集積度及び地域住民の生活への貢献度等 ①地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、集積度合い等 ②グループの事業者数、売上高、雇用者数等
地域資源産業・地域魅力発信型	地域の独自性及び地域の魅力発信への貢献度等 (地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、集積度合い等)
商店街型	地域における社会的機能・中心的商業機能としての重要度、将来の商業集積の可能性等 (地域において当該商店街等が担っている社会的な機能、地域において当該商店街等が有する商業拠点としての機能、市町のまちづくり施策における当該商店街等の位置づけ等)

1.1 復興事業計画の認定申請に必要な書類

●中小企業等グループの代表者が、以下の書類を提出。

提出書類		作成者
1	復興事業計画認定申請書(様式第1号)	グループ代表者
2	復興事業計画書(別紙1)	
3	暴力団排除に関する誓約書(別紙3)	
4	市町村の同意書 ※商店街型で「商業機能の復旧促進のための事業」がある場合	
5	事業者別復興事業計画書(別紙2)	補助金交付申請を予定しているグループ内の構成員
6	暴力団排除に関する誓約書(別紙3) ※役員名簿も併せて提出	
7	【法人】現在事項証明書(商業登記) 【個人】住民票抄本	
8	【施設】現在事項証明書 【設備】固定資産課税台帳 ※施設の場合は固定(償却)資産台帳等を併せて提出 ※固定資産課税台帳に記載がない設備については、固定(償却)資産台帳等を提出	
9	罹災証明書の写し ※交付を受けていない場合は、施設・設備の被害状況が分かる写真や参考資料を提出	
10	被災状況が分かる写真(カラー)	
11	会社案内等のパンフレット等 ※ない場合は会社概要を記載した書類を提出	補助金交付申請を予定していないグループ内の構成員
12	新分野事業に関する総括表	新分野事業を活用する構成員
13	認定経営革新等支援機関による確認書	

12 今後のスケジュール(予定)

●復興事業計画の認定申請

受付 :平成30年9月3日(月)から

- ★ 募集開始 平成30年9月3日(月)
- ★ 申請書の受付 随時(原則、持参又は郵送してください)

【送付先】 愛媛県経済労働部産業支援局 経営支援課 産業復興支援室

①大洲オフィス(旧大洲市立図書館2、4階)

〒795-0012 大洲市大洲678-1

②西予オフィス(西予市役所野村総合支所 野村林業総合センター3階 会議室1)

〒797-1292 西予市野村町野村12-619

③宇和島オフィス(宇和島市吉田公民館 第1、第2会議室)

〒799-3703 宇和島市吉田町東小路甲106番地

13 お問い合わせ先

お問い合わせ先

愛媛県経済労働部産業支援局

経営支援課 産業復興推進係(県庁)

電話:089-912-2486、2487

経営支援課 産業復興支援室

●大洲オフィス

電話: 0893-23-5230、5235

●西予オフィス

電話: 0894-72-1620

●宇和島オフィス

電話: 0895-52-3385

